

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件

(平成元年十二月一日)

(消防庁告示第四号)

改正	平成	二年	十一月	三〇日	消防庁告示第	二	号	
	同	三年	五月	三〇日	同	第	二	号
	同	五年	二月	三日	同	第	一	号
	同	六年	二月	一五日	同	第	三	号
	同	六年	四月	四日	同	第	六	号
	同	九年	一月	二四日	同	第一	二	号
	同	一一年	九月	三〇日	同	第一	〇	号
	同	一四年	三月	一二日	同	第	四	号
	同	一六年	五月	三一日	同	第一	六	号
	同	一八年	三月	二九日	同	第	九	号
	同	一八年	五月	三〇日	同	第二	五	号
	同	二一年	二月	二六日	同	第	七	号
	同	二一年	三月	三〇日	同	第一	〇	号
	同	二一年	九月	一五日	同	第一	七	号
	同	二一年	十一月	六日	同	第二	三	号
	同	二二年	二月	五日	同	第	三	号
	同	二二年	八月	二六日	同	第一	四	号
	同	二四年	三月	二七日	同	第	三	号
	同	二五年	七月	二日	同	第一	一	号
	同	二六年	四月	一四日	同	第一	三	号
	同	二七年	三月	一六日	同	第	四	号
	同	二八年	二月	二六日	同	第一	〇	号
	同	二八年	三月	二八日	同	第一	二	号
	令和	元年	六月	二八日	同	第	二	号
	同	二年	四月	一日	同	第	二	号
	同	五年	一月	二三日	同	第	二	号
	同	六年	三月	二九日	同	第	六	号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第四項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を次のとおり定める。

消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配

線及び総合操作盤の別に応じ次のとおりとする。

- 一 消火器試験結果報告書 別記様式第一
- 二 屋内消火栓設備試験結果報告書 別記様式第二
- 三 スプリンクラー設備試験結果報告書 別記様式第三
- 四 水噴霧消火設備試験結果報告書 別記様式第四
- 五 泡消火設備試験結果報告書 別記様式第五
- 六 不活性ガス消火設備試験結果報告書 別記様式第六
- 七 ハロゲン化物消火設備試験結果報告書 別記様式第七
- 八 粉末消火設備試験結果報告書 別記様式第八
- 九 屋外消火栓設備試験結果報告書 別記様式第九
- 十 動力消防ポンプ設備試験結果報告書 別記様式第十
- 十一 自動火災報知設備試験結果報告書 別記様式第十一
- 十二 ガス漏れ火災警報設備試験結果報告書 別記様式第十二
- 十三 漏電火災警報器試験結果報告書 別記様式第十三
- 十四 消防機関へ通報する火災報知設備試験結果報告書 別記様式第十四
- 十五 非常警報設備試験結果報告書 別記様式第十五
- 十六 避難器具試験結果報告書 別記様式第十六
- 十七 誘導灯及び誘導標識試験結果報告書 別記様式第十七
- 十八 消防用水試験結果報告書 別記様式第十八
- 十九 排煙設備試験結果報告書 別記様式第十九
- 二十 連結散水設備試験結果報告書 別記様式第二十
- 二十一 連結送水管試験結果報告書 別記様式第二十一
- 二十二 非常コンセント設備試験結果報告書 別記様式第二十二
- 二十三 無線通信補助設備試験結果報告書 別記様式第二十三
- 二十四 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）試験結果報告書
別記様式第二十四
- 二十五 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）試験結果報告書 別記様式第
二十五
- 二十六 非常電源（自家発電設備）試験結果報告書 別記様式第二十六
- 二十七 非常電源（蓄電池設備）試験結果報告書 別記様式第二十七
- 二十七の二 非常電源（燃料電池設備）試験結果報告書 別記様式第二十七の二
- 二十八 配線の試験結果報告書 別記様式第二十八
- 二十九 総合操作盤の試験結果報告書 別記様式第二十九

三十 パッケージ型消火設備試験結果報告書 別記様式第三十

三十一 パッケージ型自動消火設備試験結果報告書 別記様式第三十一

三十二 共同住宅用スプリンクラー設備試験結果報告書 別記様式第三十二

三十三 共同住宅用自動火災報知設備試験結果報告書 別記様式第三十三

三十四 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備試験結果報告書 別記様式第三十四

三十五 特定小規模施設用自動火災報知設備試験結果報告書 別記様式第三十五

三十六 加圧防排煙設備試験結果報告書 別記様式第三十六

三十七 複合型居住施設用自動火災報知設備試験結果報告書 別記様式第三十七

三十八 特定駐車場用泡消火設備試験結果報告書 別記様式第三十八

附 則

1 この告示は、平成二年四月一日から施行する。

2 消防用設備等ごとの消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第四号）は、廃止する。

附 則 （平成二年十一月三〇日消防庁告示第二号）

この告示は、平成二年十二月一日から施行する。

附 則 （平成三年五月三〇日消防庁告示第二号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第十一の改正規定は、平成三年六月一日から施行する。

附 則 （平成五年二月三日消防庁告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年二月一五日消防庁告示第三号）

1 この告示は、平成六年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第一から別記様式第二十八までに規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成六年四月四日消防庁告示第六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年一二月二四日消防庁告示第一二号）

この告示は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 （平成一一年九月三〇日消防庁告示第一〇号）

この告示は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 （平成一四年三月一二日消防庁告示第四号）

- 1 この告示は、平成十四年七月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第二から別記様式第九まで、別記様式第十一、別記様式第十二、別記様式第十四、別記様式第十五、別記様式第十七、別記様式第十九から別記様式第二十四まで及び別記様式第二十八に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成十五年六月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成一六年五月三十一日消防庁告示第一六号）

この告示は、平成十六年六月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月二九日消防庁告示第九号）

- 一 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十七号の次に一号を加える改正規定、別記様式第二十六及び別記様式第二十七の改正規定並びに別記様式第二十七の次に一様式を加える改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- 二 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第十七、別記様式第二十六及び別記様式第二十七に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成一八年五月三〇日消防庁告示第二五号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二一年二月二六日消防庁告示第七号）

- 1 この告示は公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第十一に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十一年八月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二一年三月三〇日消防庁告示第一〇号）

- 1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第三及び別記様式第十四に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十一年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二一年九月一五日消防庁告示第一七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二一年十一月六日消防庁告示第二三号）

- 1 この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第十七に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年五月三十一日までの間は、

なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二二年二月五日消防庁告示第三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第三十三及び別記様式第三十四に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年七月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二二年八月二六日消防庁告示第一四号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第七及び第十七に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十三年二月二十八日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二四年三月二七日消防庁告示第三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第二、別記様式第三、別記様式第四、別記様式第五、別記様式第六、別記様式第八、別記様式第九、別記様式第十一、別記様式第十二、別記様式第十九、別記様式第二十一、別記様式第二十九、別記様式第三十一、別記様式第三十五及び別記様式第三十七に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十四年十一月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二五年七月二日消防庁告示第一一号）

- 1 この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第六号の改正規定並びに別記様式第五、別記様式第九、別記様式第十七及び別記様式第二十一の改正規定は公布の日から、別記様式第十三の改正規定は平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（以下「新告示」という。）別記様式第二及び別記様式第三に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 新告示別記様式第五、別記様式第九、別記様式第十七及び別記様式第二十一に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。
- 4 新告示別記様式第十三に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、平成二十六年四月一日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二六年四月一四日消防庁告示第一三号）

この告示は公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年三月一六日消防庁告示第四号）

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 消防機関へ通報する火災報知設備試験結果報告書の様式は、この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第十四の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二八年二月二六日消防庁告示第一〇号）

- 1 この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。
- 2 ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備に係る消防用設備等試験結果報告書の様式については、この告示による改正後の平成元年消防庁告示第四号別記様式第七及び別記様式第八の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二八年三月二八日消防庁告示第一二号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 消防機関へ通報する火災報知設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備に係る消防用設備等試験結果報告書の様式については、この告示による改正後の平成元年消防庁告示第四号別記様式第十四、別記様式第三十及び別記様式第三十一の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和元年六月二八日消防庁告示第二号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和二年四月一日消防庁告示第二号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 消防法施行規則第三十一条の三第一項第二号に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成元年消防庁告示第四号別記様式第一から別記様式第三十八までにかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和五年一月二三日消防庁告示第二号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月二九日消防庁告示第六号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。